

## 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会幹事会設置規程

### (設置)

第1条 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約第12条第1項の規定に基づき、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会（以下「協議会」という。）に幹事会を設置する。

### (所掌事務)

第2条 幹事会は、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示により、協議会の会議に提案する事項について協議し、又は調整する。

2 前項に規定するもののほか、幹事会は、釧路市、阿寒町及び音別町の合併に関し必要な事項について、協議又は調整することができる。

### (幹事)

第3条 幹事会の幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (組織)

第4条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。

### (幹事長及び副幹事長)

第5条 幹事長は、会務を掌理し、幹事会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、幹事長が必要に応じて開催する。

2 幹事長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

### (報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報

告しなければならない。

( 庶務 )

第 8 条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

( 委任 )

第 9 条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営等に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 2 月 5 日から施行する。

別表 ( 第 3 条関係 )

団 体 名	職 名
釧 路 市	助 役
	総 務 部 長
	企 画 財 政 部 長
阿 寒 町	助 役
	総 務 課 長
	ま ち づ くり 推 進 課 長
音 別 町	助 役
	総 務 課 長
	合 併 対 策 室 長